

GPF 会議 (2021 年 11 月) 出席報告

富士通(株) 財務経理本部 経理部
財務企画部 シニアマネージャー

さかぐち かずひろ
坂口 和宏

2021 年 11 月 12 日に世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum : GPF) がオンラインで開催された。GPF は財務諸表作成者の代表者から構成される会議体であり、作成者の立場から、国際会計基準審議会 (IASB) に対し IFRS 上の論点について定期的にインプットすることを目的としている。日本からは、(株)リクルートホールディングスの谷口岩昭氏と筆者の 2 名が参加した。

以下、当日のアジェンダ及び議論の内容を紹介する。なお、使用されたプレゼンテーション資料については、IASB のウェブサイトでご覧が可能であるため、適宜参照いただきたい。

議事内容 (以下ロンドン時間、休憩時間等は除く)

11:10-12:40	のれん及び減損
12:55-13:40	持分法
13:40-14:10	公的説明責任のない子会社
14:25-15:25	IASB の活動に関するアップデート
15:25-15:55	IFRS 解釈指針委員会の活動に関するアップデート

1. のれん及び減損

IASB は、現在、2020 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー (DP) 「企業結合—開示、のれん及び減損」に寄せられたフィードバックを踏まえて当該 DP の再検討を行っているが、本セッションは、特に次の点に関する GPF メンバーの意見を聴取することを目的として設定された。

- ① 企業結合に関する開示
- ② のれんの耐用年数を見積ることの実行可能性
- ③ のれんの償却を再導入することに伴い想定される影響

事前に用意された資料に基づき事務局側が説明を行い、その後、GPF メンバーとの質疑応答の時間が持たれた。以下、上記①～③に分けて記載する。

① 企業結合に関する開示

事務局からの説明概要は以下のとおりであった。

- IASB の DP における予備的見解は、企業のマネジメントがレビューする企業結合について、戦略的合理性と目的、当該目的の達成を測定するためにマネジメントが使用する指

標、当該目的がその後の期間において達成されている度合いに関する情報を開示することを企業に要求する、というものである。ここでいうマネジメントはIFRS第8号「事業セグメント」における企業の最高経営意思決定者(CODM)と定義されている。

- しかし、DPに対して、CODMがレビューするのは最も重要な企業結合のみであるため、利用者が重要な情報を得られない可能性があるとのフィードバックがあった。
- 上記を踏まえて、GPFメンバーが所属する組織のCODMがレビューする企業結合とIFRS第3号の要求事項に従って情報が開示される企業結合が異なるのか、異なる場合どのように異なるのかについて、コメントいただきたい。

これに対し、GPFメンバーからは以下のようなコメントがあった。

「CODMは最も重要な企業結合のみをレビューしている。その際の重要性は量的・質的両方の観点から決まる。CODMがレビューする企業結合を開示対象とするのは合理的である。」

「CODMが企業結合をレビューするかどうかはその目的次第である。例えば、たとえ重要でない企業結合であっても全体のビジネス戦略と関係するものはCODMがレビューする可能性がある。」

「CODMは重要性が高いものだけでなく重要性が低いものもレビューしている。」

「企業結合はCODMではなく部門レベルでレビューされている。」

また、多くのGPFメンバーは、取得した事業は、それ単独というよりはむしろ既存の事業と統合されその一部としてレビューされることが多いため、以下のとおり、開示の対応が難しいとの懸念を示した。

「統合された事業の変化が、取得した事業と

それ以外の要因のどちらから生じたものかを評価することは困難である。」

「企業結合に関する企業の目標に関する情報を提供することは、すなわち内部情報である予算や事業計画を提供することであり、不適切である。」

「そのような情報は将来情報であり、財務諸表で提供されるべきものではない。」

「統合された事業をレビューするために使用する指標は、製品や地域の括りで設定されることがあり、取得した事業単独をレビューする際に用いる指標とは異なる可能性がある。」

② のれんの耐用年数を見積ることの実行可能性

事務局からの説明概要は以下のとおりであった。

- IASBは、2021年9月に、のれんの耐用年数の見積りを含むのれんの事後の会計処理に関するフィードバックについて分析することを決定した。

- GPFメンバーには、のれんの耐用年数とのれんの価値が減耗していくパターンを合理的に見積ることができるかどうか、また、見積ることができる場合はどのような情報を見積りの際に使用するか、についてコメントいただきたい。

これに対し、GPFメンバーからは以下のようなコメントがあった。

「のれんの耐用年数は合理的に見積ることができる。財務諸表にはすでに多くの見積りや判断が含まれている。IASBの要求が規範的なものになりすぎない限り、合理的な見積りは可能である。」

「償却期間の見積りにあたっては、シナジーに関する情報や投資回収期間、未認識の無形資産のライセンス期間などが使える可能性がある。」

「償却期間の最大値を設けるべきである。そうすることが実務的でもあるし、不健全な(非

常に長い)償却期間の設定の回避にもつながる。]
「償却期間の見積りにあたっては監査人との難しい議論が必要となる。」

「のれんの減損テストは毎年判断が必要となるが、償却期間の見積りは一度のみの判断で良いため、償却のほうが実務では適用しやすい。」

③ のれんの償却を再導入することに伴い想定される影響

事務局より、IASB がのれんの償却を再導入した場合の移行日におけるのれんの未償却残高の影響を調査しており、その点についてGPFメンバーにコメントいただきたいとの説明があった。

これに対し、GPFメンバーからは以下のようなコメントがあった。

「償却モデルへの移行に伴う影響は限定的である。」

「(上記の根拠として)配当の支払いは個別の財務諸表に基づいている。格付け機関や金融機関は通常のにれんを無視するか償却前利益を参照しているため、格付けやコベナンツ条項への影響は限定的である。コベナンツ条項への影響があったとしても契約条項の再交渉は困難ではない。」

「(一方で)償却モデルへの変更は、配当や借入(例えば契約でDEレシオに言及している場合)、格付けに影響する可能性がある。」

「のれんの償却が再導入される場合、意図せざる帰結を回避するため、のれんの償却を、個別財務諸表における子会社への投資に対する会計処理に類推適用すべきでないことを明確化すべきである。」

2. 持分法

IASBは、IAS第28号「関連会社及び共同

支配企業への投資」に関するリサーチプロジェクトを実施しているが、その目的は、IAS第28号の適用上の課題をIAS第28号における原則を識別し説明することで解決できるかどうかを評価することである。

事務局より、当プロジェクトの範囲に含まれるIAS第28号の適用上の課題が紹介され、GPFメンバーに対し、当該課題の重要性や当プロジェクトに対する期待、当プロジェクトの範囲に含まれていない課題についてコメントをいただきたいとの説明があった。

これに対し、GPFメンバーからは以下のようなコメントがあった。

「プロジェクトの範囲に含まれる課題は適切であり、実際に実務で起こっているが、その重要性や広がりは一概にはいえない。」

「IASBが適用上の課題を解決することは有用である。」

「適用上の課題の解決にあたっては、IAS第28号の既存の規定と監査法人の公表物があれば十分である。」

「プロジェクトの範囲に含まれていない課題は、頻繁に起こるものではないため、範囲に含める必要はない。」

「持分法で処理する投資について、出資者間の合意により特定のオプションの行使や消滅まで何らかの決定が行えない場合の取扱いについて、プロジェクトの範囲に含めてはどうか。」

3. 公的説明責任のない子会社

本セッションは、IASBが2021年7月に公表した公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」について内容を説明するとともに、GPFメンバーの、特に本公開草案で提案されている内容を適用する際の便益とコストについての意見を聴取する目的で設定された。

現状、IFRS に従って連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社は、IFRS を適用した連結パッケージを親会社に提出することに加えて、子会社自らの財務諸表では、IFRS、中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs)、現地の会計基準のいずれかを適用している。この状況について、主に作成者より、以下の点を踏まえて、IFRS を適用して連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社が、子会社自らの財務諸表に、開示要求が削減された IFRS 基準を適用できるように、声が上がっていた。

- 多くの子会社は公的説明責任を有しないが、子会社が自らの財務諸表の作成において IFRS を適用する場合、公的説明責任を有する企業向けに設計された開示要求に従って開示を行わなければならない。
- 公的説明責任を有しない中小企業は、IFRS よりも開示要求が少ない IFRS for SMEs の適用が認められている。しかし、IFRS と IFRS for SMEs では認識及び測定 of 要求事項に相違があるため、親会社へ報告する IFRS ベースの処理と子会社自らが適用する処理が一致しない可能性があり、子会社にとって IFRS for SMEs を適用することが魅力的な選択肢になっていない。
- 子会社が自らの財務諸表の作成において IFRS for SMEs や現地の会計基準を適用する場合、親会社向けに IFRS を適用した会計記録に加えて、子会社自身の会計記録も維持する必要がある。

本公開草案は、上記の点を踏まえて、一定の要件を満たす子会社について、開示要求が削減された IFRS 基準 (認識、測定及び表示の要求事項は IFRS と同じ) の適用を認めるものである。

GPF メンバーからは、概して、本公開草案は IFRS に従って連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社の負担を軽減するものである

ため賛成するとのコメントが寄せられた。以下、主なコメントを紹介する。

「特に、現地の会計基準を適用する子会社にとっては、親会社向けの連結パッケージとの照合を行うための会計記録を維持する必要がなくなるため、有益である。」

「子会社の財務諸表においてプッシュダウン会計を認めることで、認識と測定についての現地会計基準と IFRS との違いについての照合作業をさらに減らすことができるのではないか。」

「子会社ではない企業にまで適用範囲を広げることによってさらに便益が高まるのではないか。」

「公開草案で提案されている開示要求は、例えばヘッジ会計や株式報酬などに及んでおり、広すぎるのではないか。」

4. IASB の活動に関するアップデート

本セッションは、IASB の直近の活動のうち特に Primary Financial Statements (基本財務諸表) プロジェクトについて、アップデートを GPF メンバーへ提供するとともに、GPF メンバーの意見を聴取する目的で設定された。IASB は、基本財務諸表プロジェクトに関連する公開草案「全般的な表示及び開示」を 2019 年 12 月に公表し、2021 年 3 月の IASB ボード会議より公開草案の再審議を行っている。

GPF メンバーからは以下のようなコメントが寄せられた。

「公開草案には企業が営業費用を機能別で表示している場合は性質別での分析を提供するとの要求事項があるが、標準原価計算を行っている企業にとっては、その対応は多大な時間とコストがかかる。もし当該要求事項がなくなるのであれば、(最終基準化された際に) 基準の早期適用も検討するが、当該要求事項が維持されるのであれば、(基準適用時に通常付与される)

3年という期間で対応するのは困難である。ベンダー側も含めるとシステム変更には5年から10年かかるという声もある。」

これに対し、事務局より、IASBは、部分的なマトリクスアプローチも含めてどのように導入コストが削減できるかを検討しており、当該アプローチのもとでは、例えば売上原価に含まれる従業員給付費用についての情報など、企業は限定された性質別の情報を提供することとなる、との説明があった。

これに対し、GPFメンバーより以下の初期的なコメントがあった。

「IASBは利用者がどのような情報を求めているのか慎重に検討すべきである。事業を運営する上で企業やマネジメントにとって有用でない情報がどうして利用者にとって有用となり得るのか。」

「セグメントごとに利益が異なるため、企業全体で一つの数字だけでは有用な情報とならない。したがって、部分的なマトリクスアプローチは、セグメントごとに要求しないと無意味である。」

「性質別の費用の開示は、当期に費用として計上された金額と当期に発生した金額のどちらを想定しているのか。」

「もし当期に費用として計上された金額を開示しなければならない場合、原価計算システムの都合上、いくつかの項目を開示するのもすべての項目を開示するのも同じくらい困難である。例えば、従業員給付費用については、期首と期末の棚卸資産若しくは固定資産の残高に含まれる当該費用の明細がないこと、標準原価は多くのコスト要素に基づいているが製品が販売されるたびに標準原価が一つの数値として売上原価に計上されること、一つのコストセンターに集約され再配賦されるIT関連のような費用があることから、売上原価にいくら含まれているかを把握することは困難である。」

IASBメンバーより、機能別の営業費用をさらに分析するためにどのような情報が考えられるかとの質問があり、GPFメンバーより、費用の種類やビジネスラインなどのサブ機能別の分析や売上ミックスなどの違いに基づく利益別の分析が例として挙げられた。また、IASBメンバーより、例えば販売費のような機能別費用をさらに分解することは可能かとの質問があり、GPFメンバーより、売上原価自体を分解するほどは複雑ではないが実務上の課題があることは変わらないとのコメントがあった。

事務局より、利用者が性質別の情報を必要とするのは利益の分析のためではなく将来キャッシュ・フローの予測のためであり、また、標準原価計算を分解することに対する懸念があることも認識している、との説明があった。事務局いわく、IFRSはコストの概念に明示的に言及していないものの、IASBは、部分的なマトリクスアプローチの検討にあたって、当該アプローチが費用ではなくコストに基づくものとなるよう期待しており、それによって、作成者側は情報を提供することが容易になり、利用者にとっての情報損失を抑えることができると考えている。

5. IFRS 解釈指針委員会の活動に関するアップデート

本セッションはGPFにおいて毎回設定されており、今回は、事務局より、2021年6月と9月に開催されたIFRS解釈指針委員会での議論の概要と詳細はそれぞれのIFRIC Updateで公表されている旨の説明があった。

今回のGPFミーティングは2022年3月11日に開催される予定である。